

手続きはお済みですか？

被扶養者に係る扶養実態調査について

本年は2年毎に実施している被扶養者に係る扶養実態調査の年となっており、現在認定されている被扶養者の現況や収入等を精査し、適正に扶養要件を満たしているかどうかを確認させていただくこととなります。

本調査については、既に所属所を通じ依頼させていただいているかと思いますが、「被扶養者資格確認届書」がお手元に届いた方は、所属所の共済事務担当課が指定する期日までにご提出くださるようご協力をお願いします。

1. 調査対象者について

18歳以上の被扶養者（平成22年7月1日現在）

次の（ア）～（ウ）の方は調査対象者から除きますが、（ア）・（ウ）の方は「被扶養者資格確認届書」に名前が印字されますので、確認届書への記入・捺印等をいただき提出をお願いします。

（ア）平成22年1月1日以降に認定された方

（イ）平成22年4月に実施した被扶養者（学生等）の調査対象者

（ウ）平成22年6月1日以降に平成22年度所得証明書を提出し継続手続きをした方

2. 「被扶養者資格確認届書」の各欄の記入方法について

（1）配偶者の有・無欄について

該当する方を○で囲んでください。

（2）就労の有・無欄について

該当する方を○で囲んでください。有に○をした方でその就労開始時期が平成21年中である場合は、その就労開始月を記入してください。

（3）組合員との同居・別居欄について

同居・別居のいずれかを○で囲んでください。

（4）平成21年分収入額について

営業等、農業、給与、年金、その他の収入がある場合、その収入区分に応じて全ての収入額を記入してください。また所得税法上非課税となる遺族年金等（恩給扶助料を含む）及び障害年金等についても、全て収入として取り扱いますので必ず収入額を記入してください。

（5）扶養手当受給の有・無欄及び給与事務担当者証明印欄について

該当する方を○で囲んで、有・無を問わず給与事務担当者の証明印を押印願います。

（6）右上の組合員申告欄に提出日と組合員氏名を記入し、捺印をお願いします。

3. 添付書類

(1) 収入のある方は、平成 22 年度所得（課税）証明書

- ① パート、アルバイト等の収入がある方で、平成 21 年の途中から就労している場合
（所得証明書の給与収入金額が 1 年を通じたものではない場合）
直近 3 ヶ月分の給与支払明細書等（写）や給与支払実績証明書等
- ② 営業等所得、農業所得、その他の所得がある方
平成 21 年分確定申告書（写）＋収支内訳書（写）
- ③ 老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、農業者年金等の年金収入がある方
直近の年金振込通知書（写）や支払通知書等（写）
（公的年金等源泉徴収票は原則不可とします。）

(2) 収入のない方は、平成 22 年度所得（非課税）証明書

(3) その他状況に応じた書類

- ① 父母等どちらか一方を被扶養者として認定している場合
その配偶者の平成 22 年度所得証明書＋(1) ①～③の状況に応じた書類
- ② 姻族の父母、組合員の兄、姉、甥、姪、その他三親等内の親族
住民票謄本（続柄を記載したものに限り）
※施設等へ入所されている場合は、入所証明書等
- ③ 23 歳以上 60 歳未満の配偶者・子以外の方で病気、負傷により就労できない場合
医師の診断書（原本）または障害者手帳（写）
- ④ その他必要に応じ、上記以外の書類

4. 被扶養者の資格喪失について

本調査において被扶養者としての要件を欠いていることが判明した場合は、原則平成 22 年 7 月 1 日付けで被扶養者の資格を喪失となりますので、速やかに「被扶養者資格確認届書」と「被扶養者申告書（喪失）」へ組合員被扶養者証を添付しご提出願います。

ただし、年金受給による所得超過の場合は年金決定日まで遡及して資格を喪失としますので、ご留意願います。

5. その他注意事項

「被扶養者資格確認届書」の提出を怠った場合、共済組合が指定した日をもって被扶養者の資格を喪失とさせていただきます。その場合、資格喪失後に組合員被扶養者証を使用し医療機関等で受診されました医療費はご本人に返還していただくこととなりますので、ご留意願います。